原議保存期間
 30年 (令和33年3月3日まで)

 有効期間
 一種 (令和8年3月3日まで)

各管区警察局広域調整担当部長 警 視 庁 交 通 部 長 殿 各道府県警察(方面)本部長 (参考送付先) 警察大学校交通教養部長

警察庁丁運発第203号、丁交指発第114号令和2年11月27日警察庁交通局運転免許課長警察庁交通局交通指導課長

初心運転者標識の表示義務に関する規定の見直しに関する留意事項について (通達)

本年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号。以下「改正法」という。)のうち、本年12月1日から施行される改正規定の趣旨、内容等については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について(通達)」(令和2年11月13日付け警察庁丙交企発第91号、丙交指発第14号、丙規発第23号。以下「施行通達」という。)をもって通達されたところであるが、このうち初心運転者標識の表示義務に関する規定の見直しに関する留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、本通達で用いる用語の意義は、施行通達で定めるところによるものとする。 記

1 初心運転者標識の表示義務が免除される者に係る運転免許証の備考欄への記載について

- (1) 本年12月1日以後に準中型免許を受けた者(以下「施行後準中型取得者」という。)で、準中型自動車又は普通自動車のいずれを運転する場合も初心運転者標識の表示義務が免除されるもの(法第71条の5第1項又は令第26条の4第1項に規定する免除事由及び同条第2項に規定する免除事由に該当する者)については、運転免許証の備考欄に「初心者標識免除(準中・普通)」と記載すること。
- (2) 施行後準中型取得者又は普通自動車免許を受けた者で、普通自動車を運転する場合の初心運転者標識の表示義務が免除されるもの(令第26条の4第2項に規定する免除事由に該当する者)(上記(1)に該当する者は除く。)については、運転免許証の備考欄に「初心者標識免除(普通)」と記載すること。
- 2 交通指導取締りにおける留意事項について

初心運転者標識の表示義務の有無及び対象となる自動車の種類については、準中型免許又は普通免許の取得日や保有歴、運転免許の効力が停止されていた期間等によって異なるところ、これらは運転免許証に記載されている事項(備考欄に記載されている事項を含む。)のみから判断することはできないことから、初心運転者標識表示義務違反に係る交通指導取締りに当たっては、各種照会により免除事由に該当していないかを確認するなどして対応に誤りがないよう注意すること。